

千歳市一般廃棄物処理基本計画の中間目標年次 における取組状況の検証

令和 7 年 9 月

千歳市

目 次

第1章 検証の概要	1
1-1 千歳市一般廃棄物処理基本計画(ごみ処理編)の概要	1
1-1-1 一般廃棄物処理基本計画について	1
1-1-2 千歳市一般廃棄物処理基本計画(ごみ処理編)について	1
1-1-3 基本計画の目標・方針・施策	1
1-2 検証の概要	3
1-2-1 検証の目的	3
1-2-2 検証の方法	3
1-2-3 用語の定義	3
1-2-4 廃棄物の区分	5
第2章 基本計画における目標値との比較	6
2-1 計画収集人口	6
2-2 廃棄物排出量・減量率の実績	7
2-3 家庭廃棄物排出量・原単位の実績	9
2-4 事業系一般廃棄物排出量の実績	11
2-5 リサイクル率の実績	12
2-6 埋立処分量の減量目標について	13
第3章 数値目標の達成状況	14
第4章 施策に関する取組状況	16
4-1-1 施策の取組状況の整理	16
4-1-2 施策実施による効果の評価	33

第1章 検証の概要

1-1 千歳市一般廃棄物処理基本計画(ごみ処理編)の概要

1-1-1 一般廃棄物処理基本計画について

市町村は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条第1項に基づき、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図りつつ、一般廃棄物の適正な処理を行うため、その区域内における一般廃棄物処理に関する計画(一般廃棄物処理計画)を定めなければならないとされています。

一般廃棄物処理基本計画は、一般廃棄物処理計画のうち、長期的視点に立った市町村の一般廃棄物処理の基本方針として、一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定めたものです。

計画期間は、概ね10年から15年とし社会動向や国等の制度の動向を踏まえ、5年ごとに必要に応じて見直しを行うこととされています。

1-1-2 千歳市一般廃棄物処理基本計画(ごみ処理編)について

現行の千歳市一般廃棄物処理基本計画(ごみ処理編)(以下「基本計画」と言います。)は、平成28年3月に策定し、計画期間を令和12年度までの15年間とし、中間目標年次を令和2年度と令和7年度に設定しています。

今回、中間目標年次である令和7年度を迎え、令和6年4月から道央廃棄物処理組合の焼却施設の稼働に伴い分別区分が変更になったこと、令和7年2月に千歳市人口ビジョンが改訂となったことを踏まえ、ごみ排出状況を整理し計画目標の達成状況等を確認するため計画の見直しを行うこととしました。

1-1-3 基本計画の目標・方針・施策

基本計画では、基本目標、基本方針、数値目標を定めるとともに、目標達成に向けて5つの項目に分類した23の施策を展開することとしています。

<基本目標>

地球にやさしく、自然環境と共生する持続的発展が可能な循環型社会の構築

<基本方針>

- ごみの発生抑制・再使用の推進
- 適正なりサイクルの推進
- 環境負荷の低減と経済性・効率性を考慮したごみ処理の推進

<数値目標>

表 1-1 計画目標

指標	計画目標
	計画目標年次(令和12年度)
ごみの減量目標	(廃棄物排出量) 平成14年度比23%以上減量
リサイクル目標	リサイクル率20%以上 (平成14年度比5ポイント以上引き上げ)
埋立処分量の減量目標	平成14年度比67%以上減量

<目標を達成するための施策>

表 1-2 基本計画における施策区分

基本方針	施策項目	具体の施策
1 ごみの発生抑制・再使用の推進	1 発生抑制・再使用	(1) 循環型社会の構築に向けた教育の推進
		(2) 家庭ごみの有料収集
		(3) 生ごみの堆肥化・減量化の推進
		(4) ノーレジ袋運動の支援
		(5) エコ商店認証制度の取組
		(6) 再使用の推進
		(7) 大型ごみの再使用の推進
2 適正なリサイクルの推進	2 再生利用	(1) 再生利用品の使用の推進
		(2) リサイクル品目の拡大の検討
		(3) 資源回収拠点の拡大
		(4) 集団資源回収システムの継続
		(5) リサイクル取組団体等への支援
		(6) 資源の適正分別の推進
3 環境負荷低減と経済性・効率性を考慮したごみ処理の推進	3 熱回収	(1) 廃熱利用の継続
	4 適正処理	(1) ごみ搬入時の指導強化
		(2) 適切なごみ処理システムの推進
		(3) 安全で効率的な施設運営の推進
		(4) ごみ処理の広域化
		(5) 千歳市災害廃棄物処理計画の取組
		(6) ごみステーションの適正管理
		(7) 不法投棄への対応強化
	5 事業系一般廃棄物及び産業廃棄物の対策	(1) 事業系一般廃棄物及び産業廃棄物の発生抑制・再使用
		(2) 事業系一般廃棄物及び産業廃棄物の分別再資源化の推進

1-2 検証の概要

1-2-1 検証の目的

廃棄物を取り巻く環境は、コロナ禍による生活様式に変化や、プラスチック製レジ袋の有料化などによりプラスチックの排出抑制が図られ、廃棄物の排出に影響が表れたところであり、本市においても廃棄物の分別区分の変更が行われたことから、今回の検証は、令和2年度から令和6年度まで5年間の実績を整理し、数値目標に対する達成状況及び各施策の取組状況に関する評価を行うとともに、新たな数値目標の設定や新たな施策の取組の要否について考察した結果を基本計画に反映させることを目的としています。

1-2-2 検証の方法

(1) 基本計画取組状況の検証方法

1) 数値目標の検証方法

基本計画で定めた3つの数値目標である①廃棄物排出量の減量、②リサイクル率の向上、③埋立処分量の減量について、過去5年間の実績値を整理し、数値目標に対する達成状況を評価するとともに、新たな数値目標の設定の見直しについて検討します。

2) 施策の検証方法

過去5年間(令和2年度から令和6年度)における各種施策の取組状況と数値目標の達成状況から、施策実施による効果を評価するとともに、取組の要否について検討します。

1-2-3 用語の定義

本検証において用いる用語の定義については、次のとおりです。

● 廃棄物

廃棄物とは、一般家庭や事業所などで一度使用され、又は使用されずに不要物として排出されたもの及び事業活動に伴って副次的に生じたもので不要物として排出されたものを示し、排出元の区分、排出されたものの性状等により「産業廃棄物」と「一般廃棄物」に区分します。

なお、現行の基本計画では、計画目標や各種施策の表記において、一般家庭や事業所から排出される廃棄物を一括して「ごみ」としているが、本検証では、資源物を含めた取り扱いを明確にするため本項以降の記載について、該当箇所を「ごみ」から「廃棄物」に置き換えて表記します。

● 産業廃棄物

事業活動に伴い生じた廃棄物のうち、ガラスくず、陶磁器くず、ゴムくずなど「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により定められた20種類の廃棄物と輸入された廃棄物を言い、本市が処分する産業廃棄物は、「千歳市廃棄物の処理等に関する条例」第21条第2項の規定により本市域内において生じた産業廃棄物のうち、次に示すものとしています。

燃え殻、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残渣、ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず、がれき類（建設リサイクル法対象建設工事の特定建設資材廃棄物、廃石膏ボードを除く。）

産業廃棄物は、焼却対象ごみ、破碎対象ごみ、埋立対象ごみに区分します。

● 一般廃棄物

産業廃棄物以外の廃棄物を示し、「家庭廃棄物」と「事業系一般廃棄物」に区分します。

● 家庭廃棄物

一般家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物を示し、焼却処理又は破碎処理を行って最終処分する廃棄物として分別され排出される「ごみ類」、資源として再生・再利用させる廃棄物として分別され排出される「資源物」に区分します。

● 事業系一般廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物を示します。

事業系一般廃棄物は、焼却対象ごみ、破碎対象ごみ、埋立対象ごみ、資源物に区分します。

● ごみ類

家庭廃棄物のうち、ごみ類は、本市のごみ分別区分の燃やせるごみ、燃やせないごみ及び大型ごみを示します。

● 資源物

一般廃棄物のうち、資源として回収されるものを示します。

● 再生資源化物

家庭廃棄物のうち、資源物は、町内会等による集団資源回収物、市民団体等や民間企業による資源回収事業へ排出される民間資源回収物、本市のごみ分別区分の有害ごみ、4種資源物、プラスチック製容器包装及び使用済み小型家電を示します。

① 集団資源回収物

町内会等が資源回収回収を行っている資源物で、家庭から排出される新聞、雑誌、段ボール、紙パック、空き缶、鉄くず、生びん、雑がみを示します。

② 民間資源回収物

市民団体等や民間企業が回収を行っている資源物で、家庭から市民団体等へ搬入された割り箸、古衣料、家庭用廃食用油（植物油）、ペットボトルのキャップのほか、民間企業に搬入された資源物を示します。

③ 有害ごみ

乾電池、スプレー缶、蛍光灯などの有害物を含むもの、爆発火災等の恐れがあるもの、その他危険なものを示します。

④ 4種資源物

ペットボトル、トレイ等発泡スチロール、びん、空き缶の4種類を示します

⑤ プラスチック製容器包装

プラスチック製の容器及び包装であり、中身の商品を取り出した後、不要となるもので、プラマークが表示されているものを示します。

⑥ 使用済み小型家電

家庭から排出される使用済みの小型家電製品を示します。

- リサイクル率

リサイクル率は、一般廃棄物排出量に対する総再資源化量の割合を示します。

- 再資源化量

再資源化量は、排出された資源物を一時保管し、選別・圧縮・梱包等の処理を行い、再資源化事業者へ引き渡した量を示します。

- 総再資源化量

総再資源化量は、前述の再資源化量と燃やせないごみや大型ごみ等を破碎処理した後の破碎残渣から回収した鉄類とアルミ類の量の合計としています。

- 埋立処分量

最終処分場に廃棄物を埋め立てて廃棄処分する量を示し、本市の埋立処分量は産業廃棄物を含む廃棄物全体に関するもの示します。

1-2-4 廃棄物の区分

本検証において定める廃棄物の区分については、下図に示すとおりです。

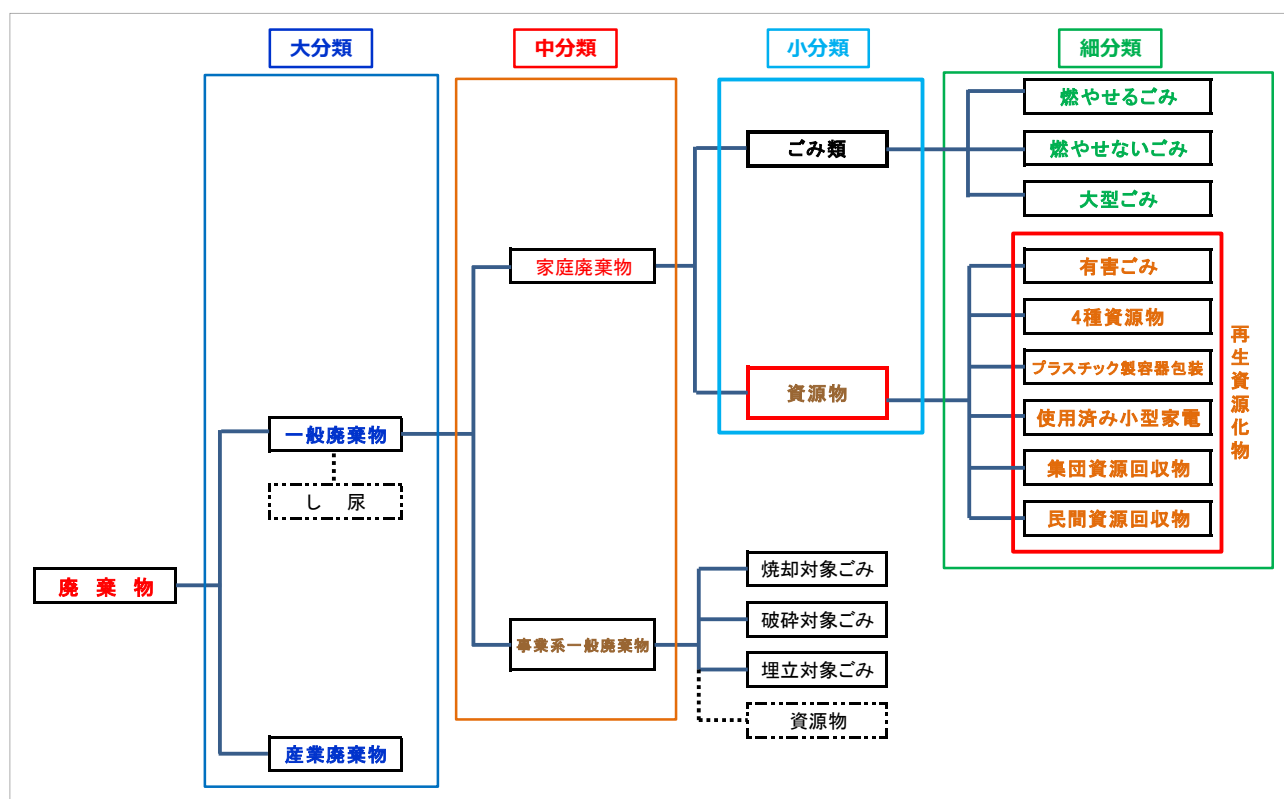


図 1-1 本検証で定める廃棄物の区分

第2章 基本計画における目標値との比較

2-1 計画収集人口

- 計画収集人口については、計画値を上回る増加となっており、令和6年度実績では、計画値を159人上回り、計画での見込みよりも人口増加が進んでいる状況です。

表 2-1 計画収集人口の実績と計画値の比較

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績（人）	97,703	97,449	97,394	97,817	97,306
計画値（人）	96,811	96,953	97,056	97,119	97,147
実績と計画値の差（人）	892	496	338	698	159

※計画収集人口＝総人口－自家処理人口（自ら廃棄物を処理している人口）

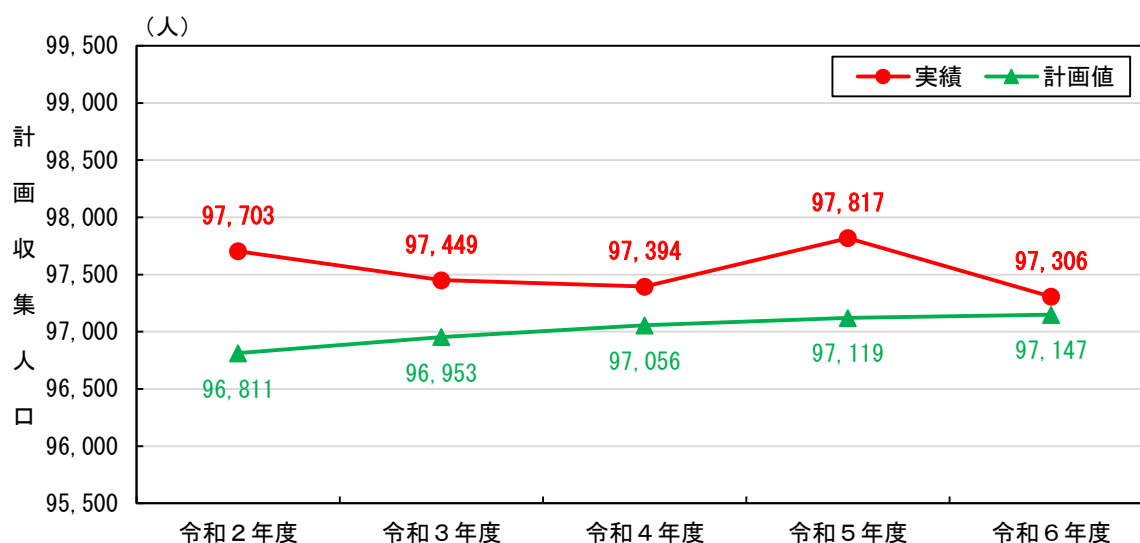
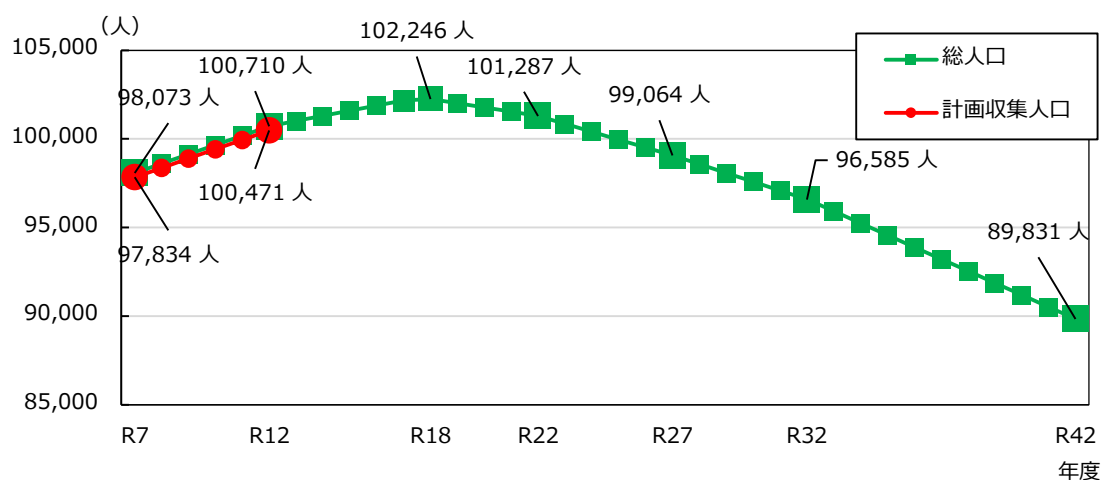


図 2-1 計画収集人口の実績と計画値の推移

※【参考】：千歳市人口ビジョン（令和7年2月改訂）における将来の総人口推計値



人口ビジョンにおいて、将来人口推計は令和18年にピークを迎え、それ以降は緩やかに減少していく見込みとなっています。

2-2 廃棄物排出量・減量率の実績

- 過去5年間(令和2年度～令和6年度)の廃棄物排出量は増減を繰り返しながら約40,000トンで推移しています。
- 令和2年度以降の廃棄物排出量は、令和3年度、4年度でコロナの影響により、一時的に増加したものの、令和5年度ではコロナ前の状況となっていますが、令和6年度は経済の活性化の影響により、前年度を上回る状況となっています。全体的に実績値は計画値を上回る状況にあり、減量率も計画値を下回っており、基準年次である平成14年度に対する減量率は約17%前後と中間目標の22%に達していません。

表 2-2 廃棄物排出量・減量率の実績と計画値の比較

区分	平成 14年度 基準年次	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度 中間目標	令和 12年度 計画目標
実績(t/年)	49,150	40,420	43,512	40,909	39,215	40,968	-	-
減量率(%)	-	17.8	11.5	16.8	20.2	16.6	-	-
計画値(t/年)	-	38,339	38,254	38,168	38,083	37,997	37,912	37,484
減量率(%)	-	22.0	22.2	22.3	22.5	22.7	22.9	23.7
実績と計画値 の差(t/年)	-	2,081	5,258	2,741	1,132	2,971	-	-

※減量率は、平成14年度実績に対する減量率(= (1 - (該当年度値 ÷ 平成14年度実績)) × 100)を示します。

※産業廃棄物を含めた数値です。

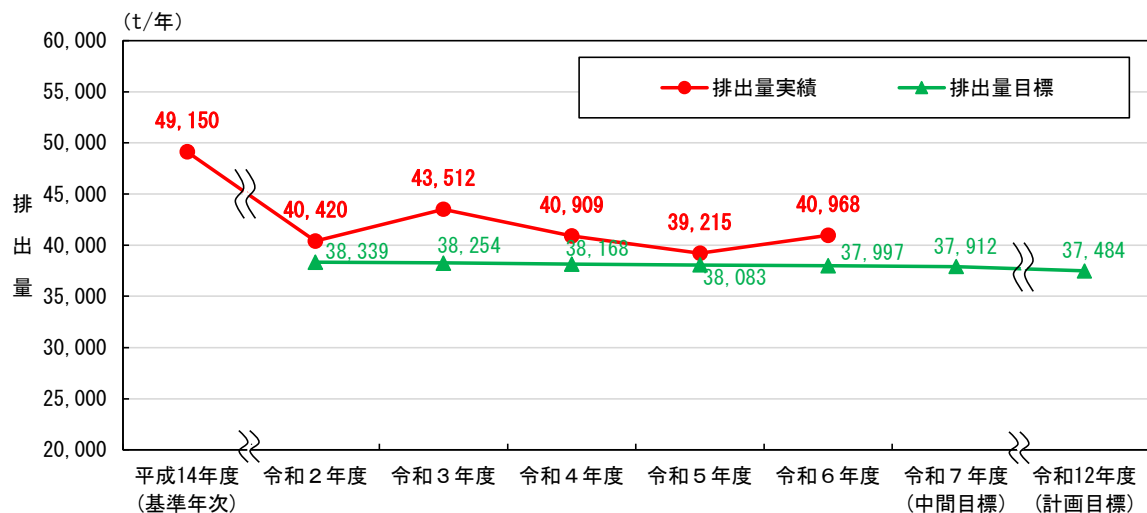


図 2-2 令和2年度～令和6年度の廃棄物排出量の推移

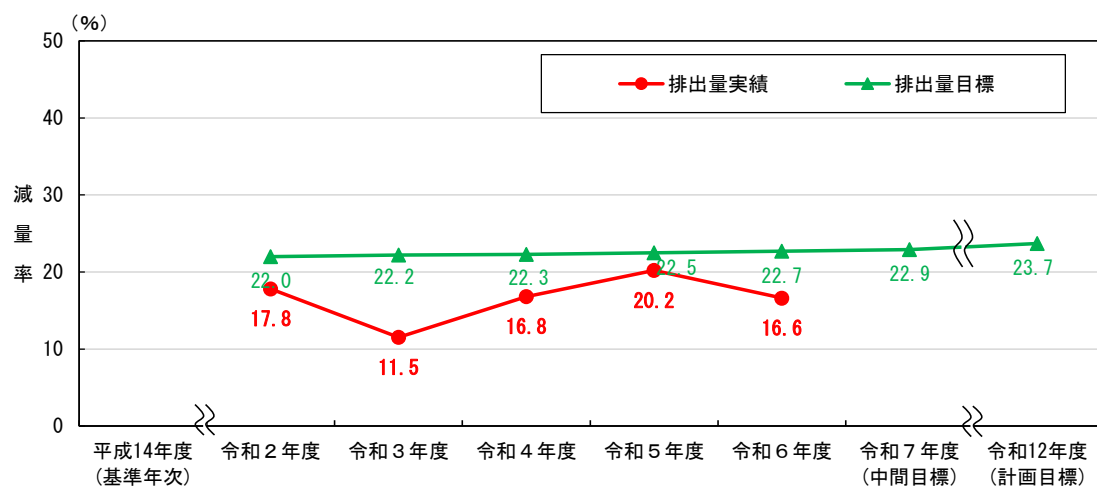


図 2－3 令和2年度～令和6年度の廃棄物減量率の推移

2-3 家庭廃棄物排出量・原単位の実績

- 過去5年間(令和2年度～令和6年度)の家庭系廃棄物の排出量は、令和2～4年度において目標値を上回って推移していましたが、令和5年度以降の排出量は令和7年度、令和12年度の目標値よりも少なくなっており、目標値を達成しています。
- 家庭廃棄物の原単位も同様に、令和5年度以降の原単位は計画目標年次である令和12年度の計画値よりも低くなっており、目標値を達成しています。
- 家庭系廃棄物の原単位を北海道、全国の水準と比較すると、全国よりは若干多く推移していますが、北海道よりも少ない状況です。家庭廃棄物については計画通り減量が進んでいるといえます。

表 2-3 家庭廃棄物排出量・原単位の実績と計画値の比較

区分		平成 14年度 基準年次	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度 中間目標	令和 12年度 計画目標
家庭廃棄物 排出量 (t/年)	実績	26,641	23,910	23,442	23,199	22,104	21,628	—	—
	目標値	—	22,911	22,858	22,805	22,751	22,698	22,645	22,378
家庭廃棄物 原単位 (g/人日)	実績	814	670	659	653	617	609	—	—
	目標値	—	648	646	644	640	640	639	634

※原単位 (g/人・日) = 排出量 (t/日) ÷ 計画収集人口 (人) ÷ 年間日数 (日/年) × 10⁶

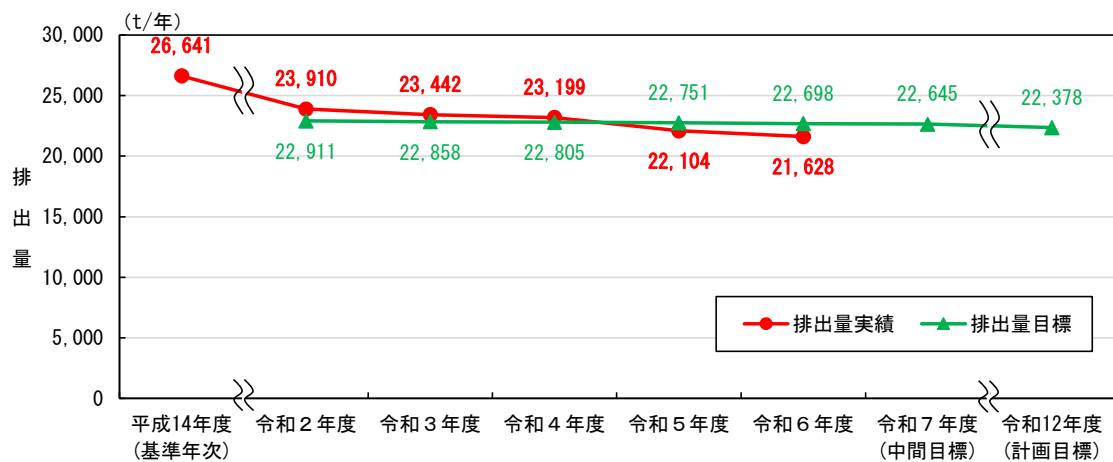


図 2-4 令和2年度～令和6年度の家庭廃棄物排出量の推移

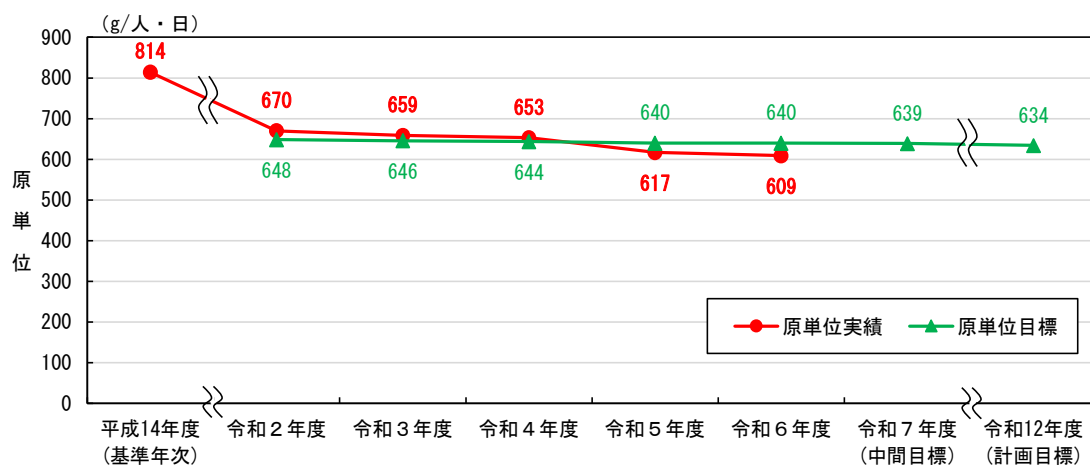


図 2-5 令和2年度～令和6年度の家庭廃棄物原単位の推移

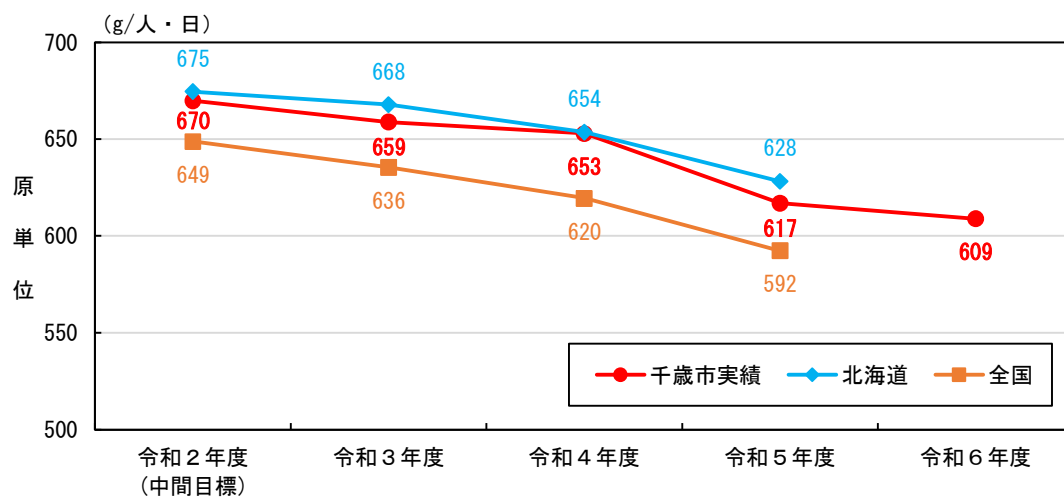


図 2-6 家庭廃棄物原単位の全国平均、北海道平均との比較

2-4 事業系一般廃棄物排出量の実績

- 過去5年間(令和2年度～令和6年度)の事業系一般廃棄物の排出量は、増減を繰り返しながら約16,000～19,000t/年で推移しています。
- 令和2年度以降の排出量は、令和3年度でコロナの影響により、一時的に増加したものの、その後は令和5年度まで減少傾向となっていました。令和6年度は前年度を上回る状況となっており、この原因として千歳市内の事業活動が活発化や、近年のインバウンド増加等が影響していると考えられます。
- 一方で、令和6年度に実施した「事業系一般廃棄物分別調査業務」より、「事業系一般廃棄物(破碎対象ごみ)」に適合した廃棄物の搬入割合は26.6%、不適合とされる廃棄物の搬入割合は73.4%となっており、不適合とされる廃棄物の割合が高い状況となっていることがわかっています。このように不適正排出が多いことも事業系一般廃棄物の排出量が多くなっている要因の一つと考えられます。

表 2-4 事業系一般廃棄物排出量の実績と計画値の比較

区分	平成 14年度 基準年次	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度 中間目標	令和 12年度 計画目標
実績 (t/年)	16,122	15,960	19,529	17,146	16,605	18,920	-	-
計画値	-	14,670	14,638	14,606	14,573	14,541	14,509	14,348

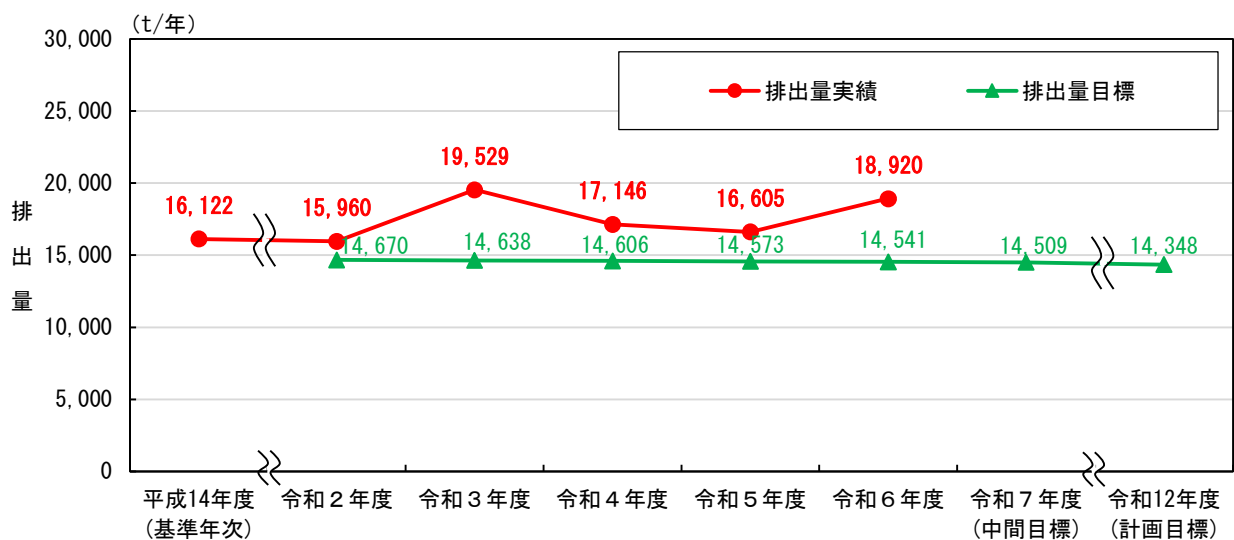


図 2-7 事業系一般廃棄物排出量の推移

2-5 リサイクル率の実績

- リサイクル率は増減を繰り返しながら、約25.0%前後で推移しています。
- 計画値よりも上回って推移しており、令和6年度のリサイクル率は26.0%と計画目標値を達成しており、北海道、全国の水準よりも高い数値で推移しています。

表 2-5 リサイクル率の実績と計画値の比較

区分	平成 14年度 基準年次	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度 中間目標	令和 12年度 計画目標
実績	14.9%	25.6%	31.9%	26.2%	23.7%	26.0%	-	-
計画値	-	17.8%	18.1%	18.5%	18.9%	19.2%	19.4%	20.2%
実績と 計画値の差	-	7.8%	13.8%	7.7%	4.8%	6.8%	-	-

※リサイクル率(%) = 総再資源化量(t/日) ÷ 一般廃棄物排出量(t/日) × 100

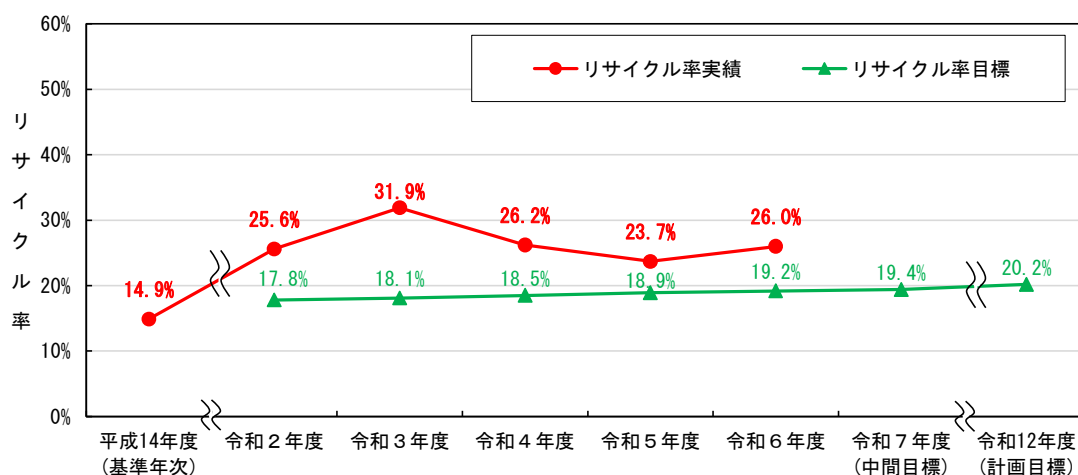


図 2-8 令和2年度～令和6年度のリサイクル率の推移

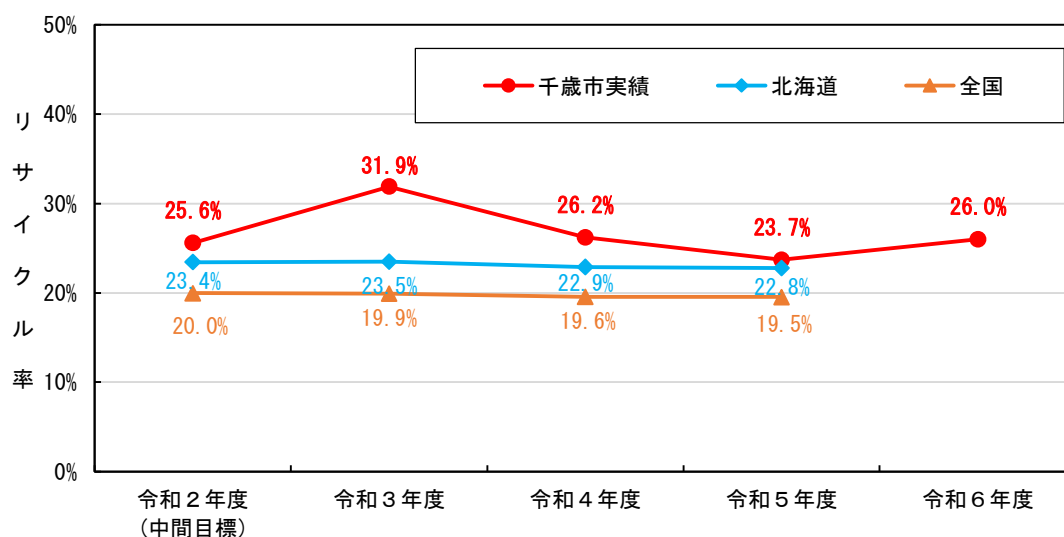


図 2-9 リサイクル率の全国平均、北海道平均との比較

2-6 埋立処分量の減量目標について

- 令和2年度～令和6年度までの埋立処分量は減少しており、計画値よりも少ない水準で推移しています。令和6年度においては道央廃棄物処理組合焼却施設が稼働したこともあり、基準年次の平成14年度実績から約7割の減量を達成しています。
- 令和6年度の実績は、令和7年度の間目標値よりも少なく、中間目標を達成しています。
- 計画目標（減量率67%以上）についても、令和6年度時点で達成している状況です。

表 2-6 埋立処分量の実績と計画値の比較

区分	平成 14年度 基準年次	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度 中間目標	令和 12年度 計画目標
実績(t/年)	17,639	9,234	8,732	7,929	8,084	5,728	-	-
減量率(%)	-	47.7	50.5	55.0	54.2	67.5	-	-
計画値(t/年)	-	11,006	10,883	10,752	10,637	5,868	5,825	5,657
減量率(%)	-	37.6	38.3	39.0	39.7	66.7	67.0	67.9
実績と計画値 の差(t/年)	-	▼1,772	▼2,151	▼2,827	▼2,553	▼140	-	-

※減量率は、平成14年度実績に対する減量率(= (1 - (該当年度値 ÷ 平成14年度実績)) × 100)を示します。

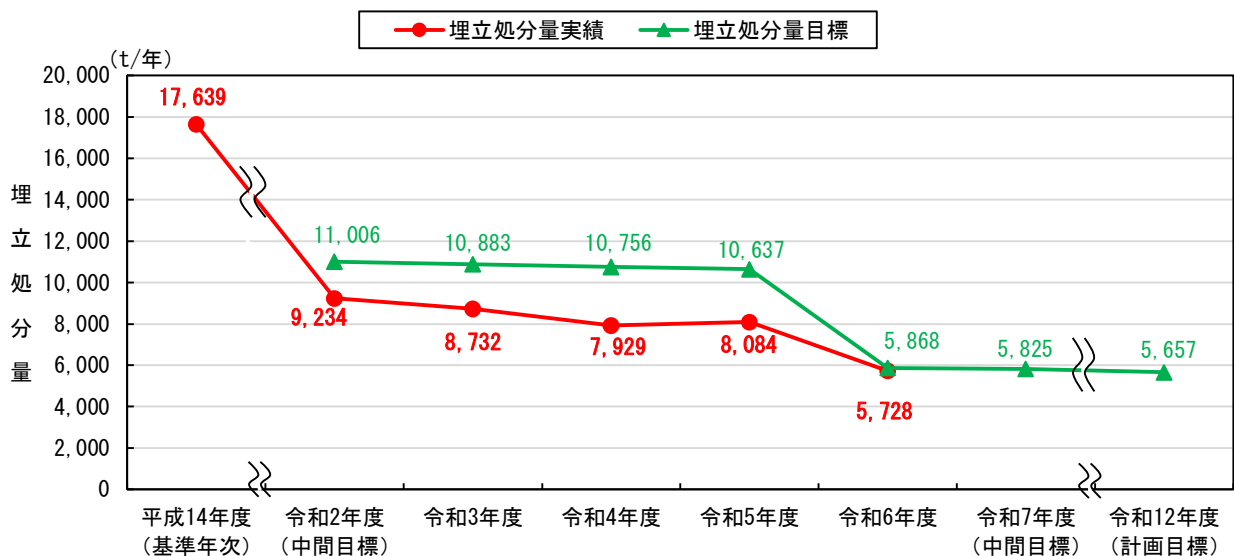


図 2-10 令和2年度～令和6年度の埋立処分量の推移

第3章 数値目標の達成状況

基本計画の進捗状況、数値目標の達成状況を以下に整理します。

表 3-1 計画目標の達成状況

指標	基準年次 実績値 (平成14年度)	実績値 (令和6年度)	中間目標年次 計画値 (令和7年度)	計画目標年次 目標 (令和12年度)
廃棄物の減量 (廃棄物排出量)	49,150 t	40,968 t	37,912 t	37,484 t
	-	減量率 16.6%	22.9%	23.7%
リサイクル (リサイクル率)	14.9%	26.0%	19.4%	20.2%
埋立処分量の減量	17,639 t	5,728 t	5,825 t	5,657 t
	-	減量率 67.5%	67.0%	67.9%

※減量率は、基準年度とした平成14年度実績に対する数値を示します。

(1) 廃棄物の減量目標について

令和6年度の廃棄物排出量は、中間目標年次である令和7年度の目標値、計画目標年次である令和12年度の目標値いずれも達成していません。

この原因を分析すると家庭廃棄物の排出量では減少傾向であり、令和6年度の実績は令和12年度の目標値よりも少なく計画目標値も達成しています。

一方、事業系一般廃棄物の排出量は計画値を上回る水準で推移しており、近年のインバウンド増加や千歳市内の事業活動が活発化していることが窺えます。しかし、令和6年度に実施した「事業系一般廃棄物分別調査業務」において、事業系一般廃棄物への不適合廃棄物の混入率が高い状況であることがわかっており、引き続き排出抑制や分別排出の徹底に取り組む必要があると言えます。

事業系一般廃棄物への対策として現状の施策や取組を引き続き継続するとともに、家庭廃棄物については減量が順調に進んでいることから、計画目標年次までの5年間は引き続き現行の数値目標を継続して掲げ、施策の取組を進めることが妥当と考えます。

(2) リサイクル率目標について

令和6年度のリサイクル率は、中間目標年次である令和7年度の目標値、計画目標年次である令和12年度の目標値をいずれも達成しています。引き続き、現行の数値目標に基づく施策の取組を進め、リサイクル率の維持と向上を図ります。

以上より、計画目標年次までの5年間は引き続き現行の数値目標を継続して掲げ、施策の取組を進めることが妥当と考えます。

(3) 埋立処分量の減量目標について

過去5年間(令和2年度～令和6年度)の埋立処分量の実績は、各年度の計画値を下回る状況

で推移しており、中間目標年次である令和7年度目標値を達成しています。

道央廃棄物処理組合焼却施設の稼働や、家庭廃棄物の減量も進んでいることから、今後も現在の排出・処理状況を維持することにより令和12年度の目標値は達成できるものと考えられます。以上より、計画目標年次までの5年間は引き続き現行の数値目標を継続して掲げ、施策の取組を進めることが妥当と考えます。

第4章 施策に関する取組状況

4-1-1 施策の取組状況の整理

基本計画で定めた計画目標を達成するための各施策の取組状況を次頁以降に示します。

本検証では、基本目標で定めた計画目標や各種取組の表記において「ごみ」と表記されているものを「廃棄物」に置き換えて表記している箇所がありますが、本項の施策にかかる表記については、基本計画のとおり「ごみ」と表記します。

表 4-1 基本計画における施策区分

基本方針	施策項目	具体の施策
1 ごみの発生抑制・再使用の推進	1 発生抑制・再使用	(1) 循環型社会の構築に向けた教育の推進
		(2) 家庭ごみの有料収集
		(3) 生ごみの堆肥化・減量化の推進
		(4) ノーレジ袋運動の支援
		(5) エコ商店認証制度の取組
		(6) 再使用の推進
		(7) 大型ごみの再使用の推進
2 適正なリサイクルの推進	2 再生利用	(1) 再生利用品の使用の推進
		(2) リサイクル品目の拡大の検討
		(3) 資源回収拠点の拡大
		(4) 集団資源回収システムの継続
		(5) リサイクル取組団体等への支援
		(6) 資源の適正分別の推進
3 環境負荷低減と経済性・効率性を考慮したごみ処理の推進	3 熱回収	(1) 廃熱利用の継続
	4 適正処理	(1) ごみ搬入時の指導強化
		(2) 適切なごみ処理システムの推進
		(3) 安全で効率的な施設運営の推進
		(4) ごみ処理の広域化
		(5) 千歳市災害廃棄物処理計画の取組
		(6) ごみステーションの適正管理
		(7) 不法投棄への対応強化
	5 事業系一般廃棄物及び産業廃棄物の対策	(1) 事業系一般廃棄物及び産業廃棄物の発生抑制・再使用
		(2) 事業系一般廃棄物及び産業廃棄物の分別再資源化の推進

1 ごみの発生抑制・再使用の推進

施策項目：ごみの発生抑制・再使用の推進

(1) 循環型社会の構築に向けた教育の推進

廃棄物の発生抑制や正しい排出方法など、循環型社会づくりについて関心を持ち、各自の責任と役割を理解してもらい、廃棄物の減量化・リサイクル等の具体的行動に導くことが重要なことから、学校・家庭等での環境学習等の積極的な推進の継続に努めます。

○取組状況

「ごみ減量・リサイクル標語」コンクールについては、学校と連携し、環境教育の動機付けとして、市内小学校18校の4年生を対象に実施しました。

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
応募人数	797	769	829

環境センターの施設見学については、環境教育の動機付けやごみ処理に関する理解や意識の啓発を図ることを目的として、学校をはじめとする各種団体を対象に施設見학을積極的に受け入れましたが、令和6年度からの道央廃棄物処理組合焼却施設の稼働に伴い、環境センター焼却処理場の稼働を終了したことから、小学生をはじめとする見学者は、新施設を見学した方が多くなったため、本センターへの見学者は減少しました。

なお、6年度の特徴として、インバウンドの影響により、海外（タイ）からの施設見学や視察が3件ありました。

【千歳市環境センター 年間施設見学者実績】

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
人数	840	780	713

広報ちとせのコラム・特集記事及び市ホームページなどを活用して、循環型社会の構築に係る情報発信や、ごみ処理の状況、排出方法に係る情報提供を行いました。

令和6年4月から、ごみの分別区分が一部変更したことに伴い、次のとおり周知・啓発活動を行いました。

- ・出前講座の実施（7講座：155名参加）
- ・市役所市民ホール、市役所第2庁舎のデジタルサイネージ、イオン千歳店の情報コーナー、市立千歳市民病院のモニターなどを活用した啓発
- ・市民カレンダーの折り込みによる「令和7年度版クリーンシティ千歳」の配布、環境センター計量所でのチラシ配布、市ホームページでの周知 など

※「家庭ごみ分別の手引き～令和6年4月家庭用保存版～」については、令和5年12月頃に広報ちとせの折り込みなどにより全戸配布実施済み

(2) 家庭ごみの有料収集

適正な処理費用の確保に当たり、安定したごみ袋の供給や保管配送システムの維持に努めることとし、処理手数料は、家庭廃棄物の排出状況及び廃棄物処理費用の推移等を勘案しながら、基本的に計画の中間年次及び目標年次において見直ししていきます。

○取組状況

循環型社会の形成に向け、ごみの減量化とリサイクルの推進や費用負担の公平性と適正処理費用の確保を目的として、平成18年5月から家庭ごみの有料化(家庭廃棄物処理手数料の徴収)を実施しており、安定した指定ごみ袋の供給や保管配送システムの管理運用を適正に行いました。

家庭廃棄物処理手数料については、市民の理解が得られる料金であること、近隣市の状況などを勘案し、ごみ処理原価の1/3程度を排出者負担として定めており、有料化実施以降、一般廃棄物基本計画に基づき5年ごとの見直し検討は行っておりますが、これまで手数料改定は行っておりません。

(3) 生ごみの堆肥化・減量化の推進

令和3年度から令和6年度の分別排出調査(令和4年度は中止)では、燃やせるごみに生ごみ(厨芥)が36.4%含まれており、年間の燃やせるごみのうち、生ごみは約5,037 t/年と推定されます。このことから、家庭から排出される生ごみの堆肥化推進と市民の廃棄物減量意識の向上のため、生ごみ処理機及びコンポスト等の購入費助成と、各家庭で容易に取り組める段ボール箱を利用した生ごみ堆肥化セットの普及を推進していきます。

○取組状況

小学校に配布している「こども環境白書」に「生ごみの堆肥化」の説明を記載しました。

花と緑のフェスタ・リサイクルフェスティバル・ちとせ消費者まつりのほかに、環境センターにおいても、「段ボール生ごみ堆肥化セット」の配布を行いました。また、イベントや広報・ホームページ上で「電動生ごみ処理機等」の購入費助成制度の周知等も行いました。

生ごみ減量の普及啓発として、買い過ぎ、作り過ぎを減らし、残った調理くずは水切りを徹底するなど、生ごみを減らす取組について、ホームページ上で「千歳市ごみ減量アイデア集」等により、周知を行いました。

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
段ボール箱生ごみ堆肥化セット	209セット	177セット	206セット
コンポスト等購入助成	55台	27台	25台
電動生ごみ処理機購入助成	13台	19台	18台

(4) ノーレジ袋運動の支援

ノーレジ袋運動は、廃棄物の発生抑制・環境負荷の低減・環境に対する意識の向上などを目的とし、消費者と販売店が一体となって取り組むことができる身近な活動といえます。

千歳市内でノーレジ袋運動に取り組んでいる協定店は、現在7店舗となっていますが、買物袋の持参や、不要なレジ袋をもらわないことを市民に広く啓発するため、ちとせ消費者まつりなどのイベントでのマイバッグの配布や、千歳消費者協会と協働してレジ袋削減に向けた啓発を継続します。

○取組状況

平成20年度から市内6社7店舗、千歳消費者協会及び千歳市の3者で締結した協定に基づき、ちとせ消費者まつりにおいてマイバッグを配布(150個)や、啓発用ポケットティッシュの配布を行ったほか、協定を締結している店舗で、ノーレジ袋の啓発等を行っています。

また、ホームページにおいて協定店のレジ袋辞退率を公表しました。

※ 協定店：スーパーアークス千歳店、イオン北海道、ホクレンショップ、豊月（フードD）、
ープさっぽろ（向陽台店、パセオすみよし店）、北雄ラッキー

(5) エコ商店認証制度の取組

家庭から出る廃棄物の減量化を図るためには、販売店・小売店の理解、協力が不可欠です。このことから、市では千歳市エコ商店認証制度実施要綱に基づき、地球環境に配慮した再生品やエコマーク商品の積極的な販売や包装の簡素化など、廃棄物減量化・再資源化の推進に取り組んでいる小売店等をエコ商店として認証しています。令和2年4月1日現在、97店舗がエコ商店に認証されており、その取組内容などについて広報紙・ホームページ等で紹介し、再生品やエコマーク商品の購入促進と3Rの推進に努めるとともに、今後もエコ商店の拡大を推進します。

○取組状況

千歳市エコ商店認証制度実施要綱に基づき、小売店と市民のごみ減量意識を高めるため、ごみの減量化・再資源化に取り組んでいる小売店等に対して、エコ商店の認証を行っています。

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
新規	0店	0店	3店
取消（閉店）	5店	2店	4店
合計	92店	90店	<u>89店</u>

(6) 再使用の推進

広報紙・ホームページ等を通じて、長期間使用できる商品(繰り返し使えるもの、耐久性が良いもの、修理が容易なもの)やリペア(修理)サービス、リース及びレンタルサービスの活用など、再使用の推進を普及啓発します。

また、公共施設等で取り組んでいる洗い箸等のリユース商品の利用促進を継続するとともに、対象事業所の拡大に努め、市民のリユース商品の活用につながる啓発を推進します。

○取組状況

広報ちとせ、ホームページを通じて、再使用の推進について市民に周知しました。

千歳市役所食堂では、平成18年から洗い箸の利用を開始し、取組を継続しています。

また、ちとせ環境と緑の財団では、中高生の学生服等のリユース事業を行っています。

(7) 大型ごみの再使用の推進

大型ごみを修理し、リサイクルフェスティバル等で無償提供するなど、資源の有効活用を図り、大型ごみの再使用を推進します。

○取組状況

公益財団法人ちとせ環境と緑の財団が主催し、市が共催する「リサイクルフェスティバル」において大型ごみとして排出された自転車(40台)を修理し、抽選にて市民に提供しました。

2 適正なリサイクルの推進

施策項目：再生利用

(1) 再生利用品の使用の推進	
広報紙・ホームページ等を通じて、リサイクルが容易な商品の紹介など、再生利用品の使用推進を普及啓発します。 また、リサイクルフェスティバル・ちとせ消費者まつり等のイベント時に使用済みペットボトルを再生したボールペン等の無料配布、使用済みペットボトルを再生利用したペットボトルの展示を行います。	
○取組状況	
広報ちとせ、ホームページにおいてリサイクルの推進について啓発活動を継続しています。 リサイクルフェスティバル・ちとせ消費者まつりなどのイベント時に、再生利用品の使用を含む3Rに関する展示・啓発を行っており、令和6年度は、使用済みペットボトルを再生したボールペン等の無料配布、再生紙ポケットティッシュの配布、ペットボトルのリサイクルに関する便利グッズの展示等による啓発などの活動を行いました。	
(2) リサイクル品目の拡大	
循環型社会の構築に向け、平成23年10月にはプラスチック製容器包装の分別収集を開始し、平成26年4月からは使用済み小型家電の無料回収を実施しています。 平成30年4月からは集団資源回収により雑がみ及び鉄くずの回収を実施しています。 今後、その他の品目の再資源化の拡大についても検討します。	
○取組状況	
容器包装リサイクル法における再商品化の対象である「その他紙製容器包装」（紙箱、紙袋、包装紙など）の多くは、燃やせるごみとして排出されていますが、平成30年度からの継続事業として、（公財）ちとせ環境と緑の財団が実施する町内会等の集団資源回収において、古紙類の回収品目の拡大を行い、「雑がみ」として回収しています。 また、金属類についても回収品目の拡大を行い、自転車、金づちなどの工具類など、台所用品以外の金属も「鉄くず」として回収しています。	

(3) 資源回収拠点の拡大

現在、使用済み小型家電や民間資源回収物の回収をコミュニティセンターや総合福祉センター等で実施しています。

今後も、多くの市民が資源を出しやすく、かつ品質の高い資源を効率的に回収できる環境を整備するため、公共施設等での回収のほか、市民が自主的に資源物を持ち込める回収拠点づくりに努めます。

○取組状況

「使用済み小型家電」「家庭用廃食油」「古衣料」「割りばし」「ペットボトルキャップ」については、以下の公共施設にて回収を実施しています。

No	回収場所	小型家電	廃食油	古衣料	割りばし	ペットボトルキャップ
1	東雲会館		○	○	○	
2	北新コミュニティセンター	○	○	○	○	○
3	北信濃コミュニティセンター	○	○	○	○	○
4	富丘コミュニティセンター	○	○	○	○	○
5	鉄東コミュニティセンター	○	○	○	○	○
6	泉沢向陽台コミュニティセンター	○	○	○	○	○
7	祝梅コミュニティセンター	○	○	○	○	○
8	北桜コミュニティセンター	○	○	○	○	○
9	花園コミュニティセンター	○	○	○	○	○
10	北コミュニティセンター	○		○		○
11	中央コミュニティセンター	○		○		○
12	末広会館		○			
13	農民研修センター	○		○		
14	環境センター	○	○			
15	支笏湖市民センター	○		○		○
16	総合福祉センター	○			○	○
17	千歳社会福祉協議会			○		○
18	千歳市役所（本庁舎・第2庁舎）					○

民間再生事業者が設置している資源回収店舗における回収は次のとおりです。

店舗名	開始年月	営業時間	設置場所
くりりんステーション	平成23年11月～	9：00～16：00	(株)クリーン開発 敷地内
リサイクルステーション	令和6年11月～	9：30～20：00	DCM住吉店 敷地内
じゅんかんコンビニ24	平成27年7月～	24時間	北陽・みどり台

(4) 集団資源回収システムの継続

平成24年10月から、集団資源回収の方式を、還元金方式から奨励金方式に移行し、公益財団法人ちとせ環境と緑の財団は、資源、回収量に応じて報奨金を交付することで、地域活動を支援しています。各家庭から排出される資源物を自発的に集め、契約業者に引き渡すリサイクルに、市内の町内会等の団体が参加しています。

今後も、公益財団法人ちとせ環境と緑の財団と連携し、事業の安定した運用に努めていきます。

○取組状況

「公益財団法人ちとせ環境と緑の財団が実施主体となり、町内会等が参加する集団資源回収事業を継続的に実施しています。

集団資源回収事業に係る経費は、市が補助金として支出しています。(令和6年度140団体)

(5) リサイクル取組団体等への支援

割り箸・古衣料・家庭用廃食用油・ペットボトルのキャップ・紙パックなどのリサイクルに取り組んでいる市民団体等と連携し、3Rの推進に向けた活動内容やイベント等を、広報紙・ホームページなどを通じて広く市民に周知し、市民団体等の取組を支援するとともに、市民のリサイクル意識の向上に努めます。

○取組状況

割り箸・古衣料・家庭用廃食用油(植物油)、ペットボトルのキャップなどは、市民団体等(消費者協会、社会福祉協議会、ちとせ環境と緑の財団、愛キャップ市民回収運動実行委員会)がコミュニティセンター等で回収を行っています。

市は、市民団体等への支援として、回収場所の提供や、「クリーンシティちとせ」などで取組の周知を行っています。

（６）資源の適正分別の推進

平成23年10月に分別収集を開始したプラスチック製容器包装は、燃やせないごみなどの不純物が多く混入した状態で分別排出されている状況です。また、プラスチック製容器包装や4種資源物の、燃やせないごみへの混入も見受けられます。リサイクルのさらなる推進のために、市民に対して資源の適正な分別排出方法の理解と周知の徹底が必要です。

今後、広報紙やインターネット等を活用して、廃棄物の分別排出方法など必要な情報の発信を行い、適正分別排出の徹底を普及啓発していきます。

○取組状況

適正な分別排出方法については、各種イベントにおけるチラシ配布による啓発や広報ちとせ、ホームページ、市公式SNSで情報発信しているほか、町内会回覧としてチラシを配布しました。

配布した啓発チラシ等は次のとおりです。

年度	文書名	配布数
令和 4年度	ペットボトル・プラスチック製容器包装の出し方について	2,778枚
	リチウムイオン電池の出し方について	3,019枚
	4種資源物の出し方及び大雪時のごみ収集について	3,047枚
令和 5年度	ペットボトルの水平リサイクル	2,911枚
	今後のプラスチックの分別について	2,995枚
令和 6年度	充電式小型家電製品の適切な出し方について	3,013枚
	プラスチック製容器包装の正しい分別をお願いします。	3,033枚

3 環境負荷低減と経済性・効率性を考慮した廃棄物処理の推進

施策項目：熱回収

(1) 廃熱利用の継続

循環型社会推進基本法では、発生抑制・再使用・再生利用を図った上で、排出される廃棄物のうち、焼却可能なものは、サーマルリサイクルとして熱回収することとしています。

令和5年度まで稼働していた環境センター焼却処理場では、焼却熱を廃熱ボイラーで回収し、構内の給湯・暖房に利用するほか、平成14年度からは下水道の汚泥処理施設へ熱供給を行っていました。

令和6年度以降は、広域の焼却施設において、廃棄物焼却に伴う熱エネルギーの回収と有効利用を継続し、地球環境に与える負荷の低減を図っていきます。

○取組状況

平成14年度から令和5年度まで、環境センター焼却処理場で発生した蒸気の一部を、隣接する汚泥処理施設（スラッジセンター）の熱源として供給を実施していました。

令和6年度からは、道央廃棄物処理組合焼却施設において、廃棄物の焼却で得た熱エネルギーを回収し、発電することにより、施設内での利用や、売電による収入を得ています。

令和6年度焼却施設発電状況

・発電量及び売電収入

総発電量	施設内消費量	売電量	総売電収入
15,055,030kwh	5,801,430kwh	9,253,600kwh	143,716,246 円
	(38.5%)	(61.5%)	

3 環境負荷低減と経済性・効率性を考慮した廃棄物処理の推進

施策項目：適正処理

(1) 廃棄物搬入時の指導強化	
ア 搬入時の指導強化 廃棄物の適切な分別排出が適正処理につながるため、搬入時に、廃棄物の種類・内容物等の確認作業を強化し、不適物の排除に努めます。 ① 各処理施設において、適正搬入の指導を継続するとともに、構内巡視の強化や破碎処理場内のダンピングボックスにおける搬入物の展開検査を実施し、分別の徹底を図ります。 ② 不適正排出は、廃棄物処理の過程において爆発などが発生し、施設の稼働停止につながるケースがあることから、市民・事業者に対し分別の徹底について啓発活動を強化します。 ③ 不適正排出物が多い事業者については、搬入物の調査により分別状況を把握し、排出事業者に対する適正な分別排出と収集運搬業者に対する適正な搬入の徹底を指導します。	
イ マニフェストの適正運用の推進と処理委託契約書の締結の徹底 産業廃棄物は、マニフェスト（産業廃棄物管理票）により発生から埋立処分までの処理過程を一元管理することが義務付けられています。排出事業者及び処理業者においてマニフェストの適正な運用を励行するよう指導します。	
○取組状況	
ア 搬入時の指導強化 計量所及び各処理施設において、ごみの品目・内容物の確認を行い、不適物の持ち帰りなどの指導を行ったほか、ホームページや収集運搬許可業者の許可更新時などにおいて、法令遵守の徹底を図りました。 また、搬入されたごみの組成調査などにより、適正な分別排出と適正搬入について、啓発・指導を行いました。	
イ マニフェストの適正運用の推進 搬入された産業廃棄物について、マニフェストの重要記載事項の内容、排出禁止物の混入、産業廃棄物収集運搬業に係る許可の有無などを確認し、必要に応じて指導を行いました。	

（２）適切な廃棄物処理システムの推進

- ① 燃やせるごみ・燃やせないごみ・プラスチック製容器包装・有害ごみ・４種資源物の収集方式は、経済的で効率的なステーション収集を継続します。
- ② 大型ごみは、戸別収集方式を継続し、市民が分かりやすい統一料金とし、不適正排出の抑制に努めます。
- ③ 大型ごみを自宅前まで搬出することが困難な高齢者や体の不自由な方に対する支援体制として住居内から大型ごみを搬出する「ふれあい収集」を継続し、市民サービスの提供に努めます。
- ④ 家庭廃棄物の収集運搬業務は、収集地域の拡大及び収集量の動向に基づいた車両台数や人員の見直しを行うなど、今後も効率化を推進します。

○取組状況

- ① 燃やせるごみ・燃やせないごみ・プラスチック製容器包装・有害ごみ・４種資源物については、ステーション収集を継続し、経済的・効率的な収集を行っています。
- ② 大型ごみは、収集日（月１回）の２日前までに申込みを受け、戸別収集を行っています。
- ③ 「ふれあい収集」を継続実施し、搬出支援を行っています。
- ④ 家庭ごみの収集運搬業務は、業務委託により効率的かつ安定的に収集を行っています。

（３）安全で効率的な施設運営の推進

- ① 廃棄物処理施設の運転管理業務については、安全で安心できる施設運営と、専門的知識・民間の技術力を活用する効率的な施設運営及び廃棄物処理費用の抑制を目的とし、平成24年度から、焼却処理場・破碎処理場・最終処分場・リサイクルセンター・計量所の運転管理を一括して民間委託しており、今後も、安全で効率的な施設運営を継続して推進します。
- ② 地球温暖化対策の推進に関する法律など地球温暖化対策関連の法令に基づき、処理施設に課せられる温室効果ガス排出量の規制を遵守します。
- ③ 廃棄物処理施設の機器補修や更新時においては、温室効果ガスの排出量削減を目指した設備・機器の選定に努めます。

○取組状況

焼却処理場については令和６年度以降、広域の焼却施設に移行したことから、広域による焼却施設とそれ以外の施設について、各々安全で効率的な施設運営を継続して推進していきます。

計量所については、令和７年１月に既存の建物を廃止し、破碎処理場内に移転しています。

- ① 施設運転管理を民間委託し、安全かつ効率的な施設の維持管理を継続して行っています。
- ② 各施設周辺の大気・水質を定期測定し、周辺環境の安全を確認するとともに、測定結果は、ホームページ上で公開しており、情報の更新を月１回実施しています。
- ③ 地球温暖化対策の推進に関する法律など地球温暖化対策関連の法律に基づき、各施設における節電対策など、温室ガス排出量削減の取組を継続しています。

（４）廃棄物処理の広域化

道央廃棄物処理組合が策定した「ごみ処理広域化基本計画」では、焼却施設の基本方針として、本市の現焼却施設の更新時期を踏まえ、令和６年度から広域の焼却施設を稼働する計画としています。

今後は、広域の焼却施設の稼働に向けて、組合を構成している関係市町とともに連携・協力して円滑に事業を推進する必要があります。

その他の中間処理及び最終処分の広域化については、道央廃棄物処理組合及び関係市町と方向性について協議・検討していきます。

○取組状況

道央廃棄物処理組合焼却施設が令和６年４月１日より供用開始しました。

管理運営については、令和５年９月に、「道央環境テクノロジー(株)」と令和６年４月１日から令和26年３月31日までを運営期間とする業務委託契約を締結しています。

最終処分場の広域化については、道央廃棄物処理組合及び構成市町との協議において、今後の整備方針を決定しました。その内容については、全ての構成市町が参画可能となる令和16年度を供用開始の目標年度とし、施設規模は補助対象として最長である15年間の容量、本市の搬入対象物は焼却灰を含む全量として、最終処分場の整備について検討を進めることとしました。

（５）千歳市災害廃棄物処理計画の取組

大規模な地震や水害の発生時には被害が広範囲に及ぶほか、ライフラインの途絶などの社会的影響が考えられると同時に大量の廃棄物の排出が想定される上、交通網が麻痺し、廃棄物を処理する際にも収集運搬・処理を行うことが困難になることが考えられます。

このことから、一般廃棄物の統括的な処理責任のある市と、廃棄物処理事業者が、緊急事態が発生した場合でも、その処理が継続できるように、国の「災害廃棄物対策指針」に基づき、平成28年５月に策定した「千歳市災害廃棄物処理計画」に則り、災害で発生した廃棄物処理を円滑に行えるよう取り組みます。

○取組状況

災害発生時に迅速な廃棄物処理を行えるよう、平成28年５月に「千歳市災害廃棄物処理計画」を策定しましたが、平成30年３月に「北海道災害廃棄物処理計画」が策定され、令和７年３月には災害廃棄物の最大発生量や仮置場必要面積が市町村別で公表されるなど更新されたため、整合性を図る必要が出てきていることから、令和８年度内の更新に向け作業を進めます。

(6) ごみステーションの適正管理

ア ごみステーションの管理

ごみステーションへの不適正排出に対し、町内会等の協力を得て、適正管理による排出環境及び公衆衛生の向上に努めます。

- ① ごみステーション設置要領に基づき、適正配置及び管理責任の明確化を図り、清潔で安全かつ適正な管理ができるよう、町内会等との協力による管理体制を強化していきます。
- ② 適正ごみ処理推進員と連携し、排出方法の周知・指導を徹底します。

イ 集合住宅の廃棄物保管場所の設置要請

平成5年4月以降に建設された6戸以上の共同住宅には、家庭廃棄物保管場所の設置義務があります。5戸以下及び平成5年3月以前に建設された共同住宅についても、管理会社・所有者に対する専用ごみボックスの設置要請を継続し、排出環境の整備と公衆衛生の向上を図ります。

○取組状況

ア ごみステーションの管理

千歳市ごみステーション設置等に関する要領に基づき、町内会や共同住宅管理会社等に対して、適正なごみステーションの管理を要請するとともに、排出状況の悪いごみステーションについては、清掃指導員による日常的なパトロールや千歳市適正ごみ処理推進員による調査・啓発のほか、町内会や共同住宅管理会社等とも連携を図り、注意喚起看板の設置や啓発チラシの配布など、排出方法の周知・指導を行っています。

イ 集合住宅の廃棄物保管場所の設置要請

専用ごみボックスが未設置の共同住宅については、共同住宅の所有者・管理会社等に対し、設置要請を行っています。

(7) 不法投棄への対応強化

不法投棄及び不適正排出の防止・抑制を図るため、次の施策を継続して推進します。

- ① 適正ごみ処理推進員や町内会との連携を強化して、迅速な対応に努めるとともに、不適正排出者に対する適正排出方法の周知については、戸別訪問・指導を実施します。
- ② 転入者に対しては、転入手続き時、又は管理会社等を通じて「千歳市ごみ分別の手引き」・「クリーンシティちとせ」等の配布を行い、適正排出方法の周知を継続するとともに、これらの資料を公共施設等に配置して、市民周知を図ります。
- ③ 不法投棄及び不適正排出の多い地区を重点的に巡視し、不法投棄専用電話、不法投棄防止看板及びのぼりの設置、北海道警察との連携等により不法投棄の防止・摘発に努めます。
- ④ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、不法投棄に対して、個人では5年以下の懲役若しくは1千万円以下の罰金、法人では3億円以下の罰金となっています。市においても改善及び措置命令等に従わない悪質な事案については、氏名の公表などを行うとともに、広報紙・ホームページ等により、不法投棄は犯罪であることの周知を図ります。
- ⑤ 市内部の関係部署をはじめとして、国土交通省北海道開発局、森林管理署、北海道石狩振興局、空知総合振興局札幌建設管理部、北海道警察、タクシー会社、配送会社等との連携を強化し、不法投棄の防止と抑制を図るとともに、適切かつ迅速に対応します。

○取組状況

- ① 清掃指導員や千歳市適正ごみ処理推進員によるパトロールの実施のほか、町内会との情報共有・連携強化を図り、排出者が特定できた場合には適正排出の指導を行っています。
- ② 転入者に対しては、市民課窓口や共同住宅管理会社等を通じて、「千歳市ごみ分別の手引き」、また、外国人に対しては、外国語版の「クリーンシティちとせ簡易版」を配布し、適正なごみ分別及び排出方法の周知を行っています。
- ③ 清掃指導員及び適正ごみ処理推進員によるパトロールのほか、啓発看板やのぼりの設置、年2回の不法投棄防止強化月間の設定による重点パトロールを実施するとともに、警察と連携を図りながら、不法投棄の防止・排出者の特定調査・指導等を行っています。

不適正排出・不法投棄	6年度(件)	前年度(件)	対前年度増減(件)	前年度比(%)
ごみステーション等への投棄	44	69	△ 25	63.8
郊外等への投棄	88	142	△ 54	62.0
計	132	211	△ 79	62.6

- ④ 不法投棄は犯罪であり、刑事罰の対象となることを、広報ちとせ・ホームページ及びクリーンシティちとせ(全戸配布)に掲載し、啓発を行っています。
- ⑤ 不法投棄を発見した場合は、警察や土地管理者などと連携し、不法投棄の抑制・処理について、適正かつ迅速に対応しています。

3 環境負荷低減と経済性・効率性を考慮した廃棄物処理の推進

施策項目：事業系一般廃棄物及び産業廃棄物の対策

(1) 事業系一般廃棄物及び産業廃棄物の発生抑制・再使用	
事業者に対し、事業系一般廃棄物の発生抑制・再使用について理解を深めてもらい、施策への協力と循環型社会の構築に関する意識の向上を図ります。 ① 広報紙・ホームページ等により、3Rに関する情報を提供します。 ② 減量化と再資源化の動機付け及び排出者責任の明確化を目的として、事業系一般廃棄物処理手数料及び産業廃棄物処分費用を、基本的に5年ごとに見直していきます。 ③ 事業系一般廃棄物の発生抑制と再使用に関する意識啓発と実践を目的に、事業者や一般廃棄物収集運搬業許可業者に、「事業系廃棄物減量マニュアル」を配布し、事業者責務の周知や発生抑制・再使用・再資源化に関する取組事例等の情報提供を行います。 ④ 事業系一般廃棄物の多量排出事業者に対して、発生抑制の指導を行います。 ⑤ 事業系一般廃棄物の多量排出事業者に対して、廃棄物減量計画の提出を要請することを検討します。	
○取組状況	
① 広報誌・ホームページ等により、3Rに関する情報提供をしています。 ② 減量化・再資源化の動機付け及び排出者責任の明確化を目的として、事業系一般廃棄物処理手数料及び産業廃棄物処分費用の見直し（令和7年4月）を行いました。 ③ 事業系廃棄物の発生抑制と再利用に関する意識啓発・実践を目的に、事業者や一般廃棄物収集運搬業許可業者等に「事業系廃棄物減量マニュアル」を配布するなど、事業者責務の周知や発生抑制・再使用・再資源化に関する取組事例等の情報提供を行っています。 ④ 処理手数料の見直しに併せ、事業系廃棄物の多量排出事業者を訪問し、ごみの発生抑制について、指導を行っています。 ⑤ 事業系廃棄物の多量排出事業者に対して、廃棄物減量計画の提出要請を検討中で未実施のため今後の課題となります。	

(2) 事業系一般廃棄物及び産業廃棄物の分別再資源化の推進

分別及びリサイクルを推進するため、リサイクル意識の啓発を継続して実施します。

- ① 事業系一般廃棄物の分別再資源化を推進するため、排出事業者へ向けた再資源化事業者の紹介などのほか、事業系廃棄物減量マニュアル・広報紙・ホームページなどを通じてリサイクル意識の啓発を図ります。
- ② 一般廃棄物収集運搬業許可業者に、資源の分別収集の重要性について理解を求め、排出事業者に対する助言を行うなど今後も協力を求めています。
- ③ 建設リサイクル法ではリサイクルが義務付けられていない小規模な工事においても、木材やコンクリートくず等の建設廃材のリサイクルが促進されるよう、排出事業者や千歳建設業協会等に対し、同法の精神に則った意識啓発を図ります。
- ④ 再資源化が可能な事業系一般廃棄物及び産業廃棄物については、民間処理施設による再資源化ルートを活用した再資源化を促進します。
- ⑤ 現状で把握できていない民間処理施設における事業系一般廃棄物の再資源化状況について把握に努め、その再資源化量を総再資源化量に反映させます。

○取組状況

排出事業者や一般廃棄物収集運搬業許可業者に対し、法令遵守の徹底を求めるとともに、木材やコンクリートくず等の建設廃材も含め、事業系廃棄物の分別再資源化が促進されるよう、ホームページや「事業系廃棄物減量マニュアル」の配布などを通じて啓発を行っています。

再資源化が可能な事業系廃棄物については、排出業者等に「事業系廃棄物減量マニュアル」を配布して、民間処理施設の活用を促し、再資源化の促進を図っています。

4-1-2 施策実施による効果の評価

(1) 発生抑制・再使用

本市においては、収集人口が計画収集人口を上回っていることや、近年の観光客等宿泊客の増加及び新千歳空港の活況や工業団地への企業立地などの事業活動が活性している状況にあり、一般的には廃棄物の排出量が増加する状況にありますが、一般廃棄物の総排出量の実績においては、令和6年度の原単位が計画よりも約30g減量していることなど、廃棄物の抑制がなされており、おおむね計画値で推移しています。

このことから、現行の各施策の取組は、廃棄物の抑制に対して効果があったものと考え、今後も継続して施策の取組を推進します。

(2) 再生利用

再生利用にかかる施策の取組成果について、リサイクル品目の拡大の施策では、平成30年度から集団資源回収「雑がみ」及び「鉄くず」の回収を開始しており、回収品目の拡大を行い再資源化の促進を進めています。

また、リサイクル率は、増加傾向あることから、現行の各施策の取組は、再生利用に対して効果があったものと考え、今後も継続して施策の取組を推進します。

(3) 熱回収

熱回収の施策の取組については、平成14年度から令和5年度まで、環境センター焼却処理場で発生した蒸気の一部を、隣接する汚泥処理施設（スラッジセンター）の熱源として供給を実施していました。令和6年度からは、道央廃棄物処理組合焼却施設において、廃棄物の焼却で得た熱エネルギーを回収し発電することにより、施設内での利用や売電がされていることから、環境負荷の低減に寄与できていると考え、今後も継続して施策の取組を推進します。

(4) 適正処理

適正処理にかかる各施策の取組について、各種施策の取組は計画どおり実施しており、ごみ処理の広域化において令和元年度に道央廃棄物処理組合により焼却施設建設工事が計画どおりに着手されたこと、災害廃棄物の処理について平成28年度に「千歳市災害廃棄物処理計画」を策定し、災害時における適正かつ迅速な処理体制が確立されたことなど適切に推進したものと考え、今後も継続して施策の取組を推進します。

(5) 事業系一般廃棄物及び産業廃棄物の対策

事業系一般廃棄物にかかる施策の取組成果について、近年の観光客等宿泊客の増加及び新千歳空港の活況や工業団地への企業立地などの事業活動の活発化の影響もあり、事業系一般廃棄物の排出量は増加してきており、今後も引き続き排出抑制・再資源化への取組を促進することとし、施策の取組を継続します。

(6) 各施策の取組の評価

施策の取組状況

施策項目	施策名	具体的施策の内容	評価	方向性
1 発生抑制・再使用	(1) 循環型社会の構築に向けた教育の推進	①環境教育の動機付け ②情報の提供と共有 ③適正排出方法の周知 ④廃棄物処理への関心	・小学生を対象とした「ごみ減量・リサイクル標語」コンクールや環境センターの施設見学など環境教育の動機付けを目的とした取組を行い、広報ちとせや市のホームページを活用した情報発信、令和6年4月からの分別区分の変更に伴う市役所や市民病院、イオン千歳店の情報コーナーでの情報発信、「令和7年度版クリーンシティ千歳」の配布による啓発活動などを継続して行い、循環型社会の構築に対する理解を深めるため、今後も継続して進める必要があると考えます。	継続
	(2) 家庭廃棄物の有料収集	①家庭廃棄物の有料収集	・有料化実施以降、一般廃棄物基本計画に基づき5年ごとに手数料の見直しの検討を行っています。これまで手数料の改定は行っておりませんが、適正な処理費用を確保するために手数料の見直しの検討については引続き必要であると考えます。	継続
	(3) 生ごみの堆肥化・減量化の推進	①教育機関等への学習機会の提供 ②堆肥化推進の周知 ③生ごみ減量の普及活動 ④生ごみ処理機の提供推進の検討	・小学校に配布している「こども環境」に「生ごみの堆肥化」を記載し、学習機会の提供することや、ちとせ消費者まつりなどのイベントや環境センターで「段ボール箱生ごみ堆肥化セット」の配布を行うほか、家庭における生ごみ堆肥化の推進を図る助成制度の取組を継続して行っており、生ごみの堆肥化や減量化を進めていくには、今後も継続する必要があると考えます。	継続
	(4) ノーレジ袋運動の支援	①ノーレジ袋運動の支援	・千歳市内のノーレジ袋運動に取り組んでいる協定店や千歳消費者協会と連携して、ちとせ消費者まつりでのマイバックの配布や、啓発用ポケットティッシュの配布、協定店舗で啓発等を継続して行っており、ノーレジ袋運動による廃棄物の発生抑制・環境負荷の低減・環境に対する意識の向上に寄与することから、今後も継続して進める必要があると考えます。	継続
	(5) エコ商店認証制度の取組	①エコ商店認証制度の取組	・ごみの減量化・再資源化に取り組んでいる小売店等に対して、エコ商店の認証を継続して行っており、その取組内容についても広報ちとせやホームページ等で紹介しています。小売店と市民のごみ減量意識を高めるためには、今後も継続して進める必要があると考えます。	継続
	(6) 再使用の推進	①再使用の推進 ②洗い箸等の利用促進	・広報ちとせやホームページを通じて再使用の推進について周知を図り、市役所の食堂では、洗い箸の利用を継続的にを行っています。また、ちとせ環境と緑の財団では、中高生の学生服等の利用事業を行っており、再使用の推進をするためには、今後も継続して進める必要があると考えます。	継続
	(7) 大型ごみの再使用の推進	①大型ごみの再使用の推進	・ちとせ環境と緑の財団が主催し、市が共催する「リサイクルフェスティバル」において大型ごみとして排出された自転車(40台)を修理し、抽選にて市民に無償提供などを行っており、継続することにより資源の有効活用が図られると考えます。	継続

施策の取組状況

施策項目	施策名	具体的施策の内容	評価	方向性
2 再生利用	(1) 再生利用品の使用の推進	①再生利用品の使用の推進	・広報ちとせ、ホームページにおいてリサイクルの推進について啓発活動を継続して行っており、リサイクルフェスティバル・ちとせ消費者まつりなどのイベントでは、再生利用品の使用を含む3Rに関する展示・啓発、使用済みペットボトルを再生したボールペン等の無料配布、再生紙ポケットティッシュの配布、ペットボトルのリサイクルに関する便利グッズの展示等による啓発などを行っています。再生利用品の使用の推進をするためには今後も継続して進める必要があると考えます。	継続
	(2) リサイクル品目の拡大の検討	①リサイクル品目の拡大	・ちとせ環境と緑の財団が実施する町内会等の集団資源回収において、古紙類の回収品目の拡大を行い、「雑がみ」として回収し、金属類についても回収品目の拡大を行い、自転車、金づちなどの工具類など、台所用品以外の金属も「鉄くず」として回収しており、リサイクル率の向上を図るためには、今後も回収品目の拡大について検討する必要があると考えます。	継続
	(3) 資源回収拠点の拡大	①資源回収拠点の拡大	・「使用済み小型家電」「家庭用廃食油」「古衣料」「割りばし」「ペットボトルキャップ」については、公共施設（18施設）で回収を実施しています。また、民間再生事業者が資源回収店舗（4か所）を設置しており、今後も、多くの市民が資源を出しやすく、かつ品質の高い資源を効率的に回収できる環境の整備を引き続き進める必要があると考えます。	継続
	(4) 集団資源回収システムの継続	①集団資源回収システムの推進	・ちとせ環境と緑の財団が実施主体となり、町内会等が参加する集団資源回収事業を継続的に実施しており、集団資源回収事業に係る経費は、市が補助金として支出しています（令和6年度140団体）。地域活動を支援することにより、事業の安定した運用を図れることから、今後も継続する必要があると考えます。	継続
	(5) リサイクル取組団体等への支援	①リサイクル取組団体等への支援	・割り箸・古衣料・家庭用廃食用油（植物油）、ペットボトルのキャップなどは、市民団体等がコミュニティセンター等で回収を行っています。市は、回収場所の提供や、「クリーンシティちとせ」などで取組の周知を図り、市民団体等への支援を行っており、市民のリサイクル意識の向上を図るためには、今後も継続する必要があると考えます。	継続
	(6) 資源の適正分別の推進	①資源の適正分別の推進	・適正な分別排出方法について、イベントにおけるチラシ配布や、広報ちとせ、ホームページ、市公式SNSで情報発信しているほか、町内会回覧としてチラシを配布して啓発を図っています。リサイクルのさらなる推進のためには、今後も市民に対して資源の適正な分別排出方法の理解と周知の徹底が必要と考えます。	継続

施策の取組状況

施策項目	施策名	具体的施策の内容	評価	方向性
3 熱回収	(1) 廃熱利用の継続	①廃熱利用の継続	・令和5年度まで稼働していた環境センター焼却処理場では、焼却熱を廃熱ボイラーで回収し、構内の給湯・暖房に利用するほか、下水道の汚泥処理施設へ熱供給を行いました。令和6年度からは、道央廃棄物処理組合焼却施設において、廃棄物焼却に伴う熱エネルギーの回収し、施設内での利用や、売電がされていることから、環境負荷の低減に寄与しており、今後も継続することが必要と考えます。	継続
4 適正処理	(1) 廃棄物搬入時の指導強化	①搬入時の指導強化 ②マニフェストの適正運用の推進	・計量所や各処理施設において、内容物の確認を行い、不適物の持ち帰りなどの指導を行ったほか、ホームページや収集運搬許可業者において、法令遵守の徹底を図り、搬入されたごみの組成調査などにより啓発・指導を行っており、搬入された産業廃棄物については、マニフェストの重要記載事項の内容、排出禁止物の混入、産業廃棄物収集運搬業に係る許可の有無などを確認し、必要に応じて指導を行っています。 廃棄物を適正処理するためには、適切な分別排出が必要であることから、今後も継続して指導することが必要と考えます。	継続
	(2) 適切な廃棄物処理システムの推進	①ステーション収集の継続 ②大型ごみの適正排出 ③ふれあい収集の継続 ④家庭廃棄物収集運搬業務の効率化	・ステーション収集の継続による適正管理、大型ごみの戸別収集方式の継続による適正排出やふれあい収集の継続による搬出支援、家庭ごみ収集運搬業務の業務委託による効率化に取り組んでおり、今後も廃棄物の適正排出や収集運搬の効率化をするため、今後も継続する必要があると考えます。	継続
	(3) 安全で効率的な施設運営の推進	①廃棄物処理施設運転管理業務の効率的な運営 ②大気・水質測定結果の情報公開 ③温室効果ガス排出量の削減及び関係法令の遵守	・道央廃棄物処理組合焼却施設や、市の処理施設では、各々民間委託による効率的な施設運営をおこなっています。また、各施設周辺の大気・水質測定を行い、ホームページ上で公表しており、各施設における節電対策などの温室ガス排出量削減を継続しています。市の処理施設では、運転管理の一元化を継続して行っており、効率的な運営について効果があったものと考えられ、周辺環境の安全についても情報公開を行い、温室ガス排出量の削減にも取り組んでいることから、今後も継続する必要があると考えます。	継続
	(4) 廃棄物処理の広域化	①広域の焼却施設の稼働 ②焼却処理以外の廃棄物処理広域化の検討	・令和6年4月より道央廃棄物処理組合焼却施設が稼働され、最終処分場の広域化については、道央廃棄物処理組合及び構成市町との協議において、今後の整備方針を決定し、全ての構成市町が参画可能となる令和16年度を供用開始の目標年度とし、整備について検討を進めることとしています。焼却処理施設については、計画どおりに実施されており、最終処分場については、広域の整備の検討を進める必要があることから、今後も継続する必要があると考えます。	継続

施策の取組状況

施策項目	施策名	具体的施策の内容	評価	方向性
	(5) 千歳市災害廃棄物処理計画の取組	①千歳市災害廃棄物処理計画の推進	・平成28年5月に「千歳市災害廃棄物処理計画」を策定していましたが、平成30年3月に「北海道災害廃棄物処理計画」が策定したことや令和7年3月には災害廃棄物の最大発生量や仮置場必要面積が市町村別で公表されるなど更新されたことを受け、令和8年度内の更新に向け作業を進めていることから、今後も継続して進める必要があると考えます。	継続
	(6) ごみステーションの適正管理	①ごみステーションの適正管理 ②排出方法の周知・指導の徹底 ③共同住宅の廃棄物保管場所の設置要請	・千歳市ごみステーション設置等に関する要領に基づき、町内会や共同住宅管理会社等に対して、適正な管理を要請するとともに、排出状況の悪いごみステーションについては、清掃指導員による日常的なパトロールや千歳市適正ごみ処理推進員による調査・啓発を行い、町内会や共同住宅管理会社等とも連携を図り、注意喚起看板の設置や啓発チラシの配布など、排出方法の周知・指導を行っています。また、専用ごみボックスが未設置の共同住宅については、共同住宅の所有者・管理会社等に対し、設置要請を行っており、廃棄物の適正排出を行うためには、ごみステーションの適正管理が必要であることから、今後も継続して進める必要があると考えます。	継続
	(7) 不法投棄への対応強化	①適正ごみ処理推進員による指導 ②転入者に対する適正排出方法の周知 ③巡視、看板・のぼりの設置、警察との連携などによる指導等の実施 ④不法投棄の防止・摘発罰則制度の周知 ⑤関係部署・事業者との連携による防止・抑制	・清掃指導員や千歳市適正ごみ処理推進員によるパトロールの実施や、町内会と情報共有や連携し適正排出の指導を行い、転入者に対する適正なごみ分別及び排出方法の周知を行っています。また、啓発看板やのぼりの設置、警察と連携を図りながら、不法投棄の防止・排出者の特定調査・指導等や不法投棄の摘発や罰則等を周知し、不法投棄が発見された場合の警察や土地管理者との連携による不法投棄の抑制・処理について対応しています。このことから、不法投棄への対応強化を進めるため、今後も継続して進める必要があると考えます。	継続
5 事業系一般廃棄物及び産業廃棄物の対策	(1) 事業系一般廃棄物及び産業廃棄物の発生抑制・再使用	①情報の提供 ②処理手数料の5年ごとの見直し ③事業系廃棄物減量マニュアルの配布 ④事業系一般廃棄物の多量排出事業者に対する発生抑制の指導 ⑤事業系一般廃棄物の多量排出事業者に対する廃棄物減量計画提出の要請	・廃棄物の発生抑制や再資源化の促進のため、広報ちとせやホームページ等により、3Rに関する情報提供を行い、動機付けや排出者責任の明確化を目的として、事業系一般廃棄物処理手数料及び産業廃棄物処分費用の見直しを行っております（令和7年4月）。また、「事業系廃棄物減量マニュアル」を配布するなどの情報提供を行っているほか、処理手数料の見直しに併せて事業系廃棄物の多量排出事業者を訪問し、ごみの発生抑制について、指導を行っていますが、事業系一般廃棄物の排出量が増加してきており、今後も継続して進める必要があると考えます。	継続

施策の取組状況

施策項目	施策名	具体的施策の内容	評価	方向性
	(2) 事業系一般廃棄物及び産業廃棄物の分別再資源化の推進	①再資源化事業者の紹介 ②許可業者による資源分別収集の協力 ③排出事業者への意識啓発 ④産業廃棄物のリサイクル促進 ⑤民間処理施設における事業系一般廃棄物の再資源化状況の把握	・排出事業者や一般廃棄物収集運搬業許可業者に対する法令遵守の徹底や建設廃材も含めた事業系廃棄物の分別再資源化が促進についてホームページや「事業系廃棄物減量マニュアル」の配布などによる啓発を行っています。が、事業系一般廃棄物の排出量が増加してきており、今後も継続して進める必要があると考えます。	継続